

小分類「331 電気業」における発電種別の細分類項目の設定について (報告)

令和4年12月
経済産業省統計企画室

日本標準産業分類の小分類「331 電気業」における発電種別の細分類項目の設定については、第12回検討チーム及び同検討チーム後に提出された御意見も踏まえ、総務省と経済産業省・資源エネルギー庁により課題となる事項に関する意見交換を行った。

その結果、上述の発電種別の細分類項目の設定に関して、当方が改めて認識した課題は次のとおりである。

1. 電気業に関して、経済統計の改善の観点から供給側の視点による区分設定を行う必要性が関係者、特に調査客体である電気事業者において十分に共有されていないという事実がある。これに対処する一つの方法として、NAICSの利活用事例の把握を含め、GDPの推計精度の向上につながる産業連関表の作成上のメリットといった公的統計の作成における必要性を整理し、それを関係者が共有する必要がある。
2. 発電種別による細分類項目を設定した場合、多様な電源構成により電力供給を行っている発電事業者（企業体全体）の主業が当該分類により決定される懸念^(注)がある。このため、その事実関係を整理し、これらを関係者において共有する必要がある。

(注) 日本標準産業分類の適用単位は事業所であるが、企業については事業所の場合に準じて行うものとされており、その扱いは統計調査の実施主体に依存することになる。

他方、発電種別の細分類項目の設定については、第15回改定における検討課題とし、必要な検討を行うこととする。その際、上述の課題については、総務省と経済産業省とで連携すると共に有識者のご意見を賜りつつ、必要となる事実関係の確認を行うほか、細分類項目を設定する意義等も理解した上で、適切に取り組んで参りたい。

第12回産業分類検討チームの会議後に提出された意見（抜粋）

[議題6 第4回、7回及び11回の検討チームにおける御意見への対応について関係]
《大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業の中分類「33 電気業」について》

- 発電種別による細分化を行わないことについて、第12回会議においていくつかの理由を挙げて説明されたが、いずれの理由も納得できるような内容ではなかったと認識している。生産技術の観点、NAICS等の国際分類との比較可能性、統計利用者のニーズなどを考えれば依然として細分化することが望ましいことから、次々回改定までに再考することを含め、次回検討チームで再度議論する機会を設けていただきたい。

- 「発電業」に関して、外為法の事情から発電の形態別に分けられないという事情は理解した。しかしながら、近年のSDGへの国民の関心の高まりは無視できないものがある。そこで発電業を「太陽光・風力発電」と「それ以外」に分けるのはいかがか。これならば外為法の問題は避けられるはずであり、かつ生産技術に基づいた分類にもなり、さらには国民の関心にも応えられるのではないか。